

弁論の更新を怠った原審判決が口頭弁論を経ずに破棄された事案

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 7 年 7 月 10 日
【事 件 番 号】 令和 7 年（行ツ）第 125 号
【事 件 名】 年金額減額処分取消等請求事件
【裁 判 結 果】 破棄差戻し
【参 照 法 令】 民事訴訟法 249 条 1 項・312 条 2 項 1 号
【掲 載 誌】 裁時 1867 号 4 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25574433

愛知大学教授 田代雅彦

事実の概要

本件は、国民年金法上の老齢基礎年金並びに厚生年金保険法上の老齢厚生年金及び遺族厚生年金の受給権者である X らが、年金額を減額する旨を定めた平成 24 年改正法が憲法 13 条、25 条及び 29 条等に反し、無効であるから、平成 24 年改正法及び平成 25 年政令に基づいて厚生労働大臣がした X らの年金額を減額する旨の処分は違法である等と主張して、同処分の取消しを求めるとともに、同処分をした Y（国）職員の行為により損害を被ったと主張して、国賠法 1 条 1 項に基づき慰謝料の支払を求めた事案である。

原々審（東京地判令 4・7・27 判例集未登載、LEX/DB25607065）は、本件訴えのうち老齢厚生年金の減額処分の取消しを求める部分を却下し、その余の請求を棄却したところ、X らが控訴した。

原審（東京高裁）においては、審理の途中で合議体の 1 名の裁判官が交代したにもかかわらず、弁論の更新がされないまま、口頭弁論が終結され、交代後の構成で判決が言い渡された（東京高判令 6・6・6 判例集未登載（以下、出所の記載のないものは公刊物未登載））。原判決に対し、上告が提起された。

判決の要旨

「職権をもって調査すると、記録によれば、原審の第 1 回及び第 2 回口頭弁論期日において控訴状の陳述その他の実質的弁論がされた上、第 3

回口頭弁論期日において合議体の裁判官の 1 名が代わったが、従前の口頭弁論の結果が陳述されないまま、第 4 回口頭弁論期日において弁論が終結され、上記の交代後の裁判官によって原判決がされたことが明らかである。そうすると、原判決は、民訴法 249 条 1 項に違反し、判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官によってされたものであり、同法 312 条 2 項 1 号に規定する事由が存在する。したがって、上告理由について判断をするまでもなく、原判決を破棄し、本件を原審に差し戻すのが相当である（最高裁昭和 31 年（オ）第 691 号同 33 年 11 月 4 日第三小法廷判決・民集 12 卷 15 号 3247 頁及び最高裁昭和 42 年（オ）第 591 号、同 43 年（オ）第 876 号同年 11 月 26 日第三小法廷判決・裁判集民事 93 号 491 頁参照）。

なお、上告裁判所は、上記のような理由により原判決を破棄する場合には、必ずしも口頭弁論を経ることを要しないと解するのが相当である（最高裁平成 18 年（オ）第 1598 号同 19 年 1 月 16 日第三小法廷判決・裁判集民事 223 号 1 頁参照）。

判例の解説**一 問題点の所在**

本件においては、①弁論の更新を怠った場合の手続の瑕疵、②上告審が、その瑕疵に基づき原判決を破棄する際の口頭弁論の要否が問題となる。

二 合議体の裁判官の交代による弁論の更新

民訴法（以下、単に「法」という。）249 条 1 項は、「判

決は、その基本となる口頭弁論に關与した裁判官がする」と定め、直接主義を規定する。基本となる口頭弁論に關与したとは、弁論を終結した口頭弁論の期日の審理に關与したことを意味すると解されている¹⁾。

民事訴訟において口頭弁論が複数回に及ぶ場合、途中で転勤等の理由から裁判官の交代が生じる。この場合、審理をやり直すことは、訴訟経済に反するし、従前の審理によって有利な訴訟状態を得た一方の当事者に不利益を与えかねない。そこで2項は、裁判官の交代があった場合、裁判所は、当事者に従前の口頭弁論の結果を陳述させ（弁論の更新）、それまでの審理の内容を引き継ぐことにより、直接主義の原則に反することなく審理を続行することを可能とする。合議体の裁判官の一部が交代した場合にも、弁論の更新が必要と解されている。

三 弁論の更新を怠った場合の効果

1 判例

判例は、口頭弁論に關与した裁判官と判決に署名押印した裁判官が相違した事案について、法312条2項1号の絶対的上告理由に該当すると解している（最三小判昭33・11・4民集12巻15号3247頁、最三小判昭39・9・18裁判集民75号315頁、最三小判昭43・11・26裁判集民93号491頁）。合議体の裁判官が交代したにもかかわらず、弁論の更新がされなかった場合についても同様である。

平成14年以降の最高裁の判例を見ても、最二小判平14・1・18、最二小判平14・3・18²⁾、最三小判平19・1・16判時1959号29頁、最二小判平25・7・12³⁾、最二小判平30・3・30⁴⁾、最一小判令4・2・3、最二小判令4・10・17⁵⁾は、いずれも口頭弁論に關与した裁判官と判決に署名押印した裁判官が相違する場合、法312条2項1号の絶対的上告理由に該当すると判示している。なお、更新の失念ではないが、最二小判令5・3・24民集77巻3号803頁は、口頭弁論終結時の裁判官と異なる裁判官が調書判決を言い渡した場合、法249条1項に反し、338条1項1号の再審事由に該当するとして、上記判決において全部勝訴した当事者に控訴の利益を肯定した。

2 学説と検討

学説の中には、裁判官の交代があった場合に弁

論の更新をしないまま判決を言い渡しても、法246条違反又は弁論主義違反になるに留まるとする説⁶⁾、一般の法令違反になるに留まり絶対的上告理由にはならないとする説⁷⁾、責問権の放棄により瑕疵が治癒されうるとする説⁸⁾、さらには当事者に陳述の機会さえ保障されていれば、現実の結果陳述がされなくても判決に瑕疵はないとする説⁹⁾等もないわけではない。

しかしながら、ここで問題となるのは、基本となる口頭弁論に關与した裁判官と異なる裁判官が判決をしてはならないという直接主義であり、処分権主義や弁論主義ではない。また、直接主義違背の重大性にかんがみれば、責問権の放棄の対象になるとは考え難く、一般の法令違反として、判決に影響を及ぼす場合に限り、（高等裁判所が上告審の場合の）上告理由となるとする説や当事者に陳述の機会があれば判決に瑕疵はないとする説についても、実質上、直接主義違反を問う機会を失わせる結果となり、支持し難い。

法が直接主義の原則を採用する以上、弁論の更新が実務上、いかに形式的なものに化しているとしても、これを怠れば直接主義に反し、その状態で言い渡された判決は、基本となる口頭弁論に關与しなかった裁判官による判決となるので、法312条2項1号の絶対的上告理由、338条1項1号の再審事由に該当すると解するほかない。

四 口頭弁論の必要性

1 問題点

弁論の更新を欠くことが絶対的上告理由に当たるとして、上告審が違法な原判決を破棄するに際し、口頭弁論を開くことを要するかという問題がある。

法87条1項本文は、「当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。」と規定し、319条は、「上告裁判所は、上告状……その他の書類により、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で、上告を棄却することができる。」と規定するので、後者の反対解釈からすると、上告審は、上告を理由があると認めるときは、口頭弁論を開かなければならないように思われる。

2 判例

最高裁も、最三小判平14・12・17判時1812

号 76 頁までは、口頭弁論を経ずに原判決を破棄することができるという理論を採用していなかったようである。実際に、最高裁は平成 14 年にあった 2 つの更新漏れの事件（最二小判平 14・1・18、最二小判平 14・3・18）において、口頭弁論を経ない破棄差戻しについて何らの言及をしておらず、口頭弁論を開いた上で破棄差戻しの判決をしたと思われる。

原判決を破棄する場合であっても口頭弁論を不要とする最初の判例は、前掲最三小判平 14・12・17 である。最高裁は、重複起訴禁止を看過した原判決の一部を破棄するに際し、「上告人の……訴えは、……不適法でその不備を補正することができないものである。このような訴えについては、法 140 条が第一審において口頭弁論を経ないで判決で訴えを却下することができるものと規定しており、この規定は上告審にも準用されている（法 313 条、297 条）。したがって、……口頭弁論を経ないで上告人の予備的請求に係る訴えを却下する判決をすることができる。そして、これらの規定の趣旨に照らせば、このような場合には、訴えを却下する前提として原判決を破棄する判決も、口頭弁論を経ないですることができる」と判示した。最高裁は、最二小判平 18・9・4 判時 1948 号 81 頁において、判決で訴訟終了宣言をする前提として原判決を破棄する場合にも、口頭弁論を経ることを要しないと判示した。こうした中、本判例の引用する前掲最三小判平 19・1・16 は、判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官が判決をした裁判官として署名押印していることを理由として、破棄差戻しの判決をする際にも口頭弁論を経る必要はないと判示した。これにより最高裁は、破棄自判のみならず、破棄差戻しについても口頭弁論を不要としたが、その根拠としては、前同様に法 319 条及び 140 条の規定の趣旨を挙げている。

3 学説

学説の中には、原判決を破棄する以上、口頭弁論を開いて当事者に対論の機会を与えるべきとする見解もあるが¹⁰⁾、少なくとも更新漏れのような事案に関する限り、弁論を不要とする最高裁の判断を容認するものが多い¹¹⁾。すなわち、法 319 条が口頭弁論を経ずに判決で上告を棄却することができるという趣旨は、書面審理で上告に理

由がないことが判明した場合には、敢えて口頭弁論を開くまでもないという趣旨であるが、そのことはそれ以外の場合に必ず口頭弁論を開くことを意味するものではなく、むしろ逆に書面審理で上告に理由があり、これを前提に原判決を形式的に破棄するにすぎない場合に、結論が決まっているのに形式的に口頭弁論を開くというのは訴訟経済に反し、訴訟の無用な遅延を招き、当事者の利益を損なうので口頭弁論を開く必要はない¹²⁾、法 140 条、319 条の趣旨は、口頭弁論を開いても意味がない場合には口頭弁論を経る必要がないことを認めたものである¹³⁾等の理由から、口頭弁論を経ない原判決破棄が可能であるとの指摘がされている。

4 原判決を破棄するにあたり口頭弁論を開かないことが許容される範囲

本件事案は、原審の更新漏れという重大な過誤によるもので、破棄差戻しを免れないことが自明であり、口頭弁論を開いても実益に乏しいばかりか、当事者に無益な費用と時間の負担をかけるばかりであり、口頭弁論を開かないことに概ね異論はないであろう。しかしながら、2 に紹介した事案や本件事案を超えて、どこまで口頭弁論を経ない原判決破棄を認めてよいかという問題は残る。

この点につき、最高裁は、既に紹介した判例以外に、①最三小判平 19・3・27 民集 61 巻 2 号 711 頁（光華寮事件）（職権探知事項に当たる中断事由ありとするもの）、②最三小判平 19・5・29 判時 1978 号 7 頁（将来の損害賠償請求を不適法とするもの）、③最三小判平 22・3・16 民集 64 巻 2 号 498 頁（固有必要的共同訴訟であることを看過した原判決を破棄し、合一確定に必要な限度で変更するもの）、④最一小判平 28・12・8 判時 2325 号 37 頁（②と同様の論点）の各事件につき、口頭弁論を経ない原判決破棄を認め、その適用領域を拡大してきた（これらは例示列举であり、網羅的ではない。）。

しかしながら、最高裁が訴えを不適法で、補正することができないと判断した事案であっても、②④事件のように、不適法とする判断それ自体が原審との見解の相違に基づく場合には、口頭弁論を不要とすることにつき、疑問が残る。当事者の確定と承継につき異例の判断を示した①事件も、通常の審理であれば口頭弁論を開く事案であ

ろう。これらの事案は、必要的口頭弁論の原則に照らしても、当事者に弁論の機会を付与すべきであって、口頭弁論を経ない原判決破棄は、飽くまでも例外に留めるべきであろう¹⁴⁾。

ここで参考になるのは、最一小判平 27・11・30 民集 69 巻 7 号 2154 頁である。この事案は、和解が成立したとして訴訟終了宣言をした第一審判決に対し、被告のみが控訴し原告が控訴も附帯控訴もしなかった事案であるが、最高裁は、⑦原審が当事者の申立てのないまま和解無効確認の判決をしたことは処分権主義に反する、④原審が第一審判決を取り消した上、原告の請求の一部を認容する本案判決をしたことは、不利益変更禁止の原則に反する、と判示して、原判決を破棄したが、口頭弁論を経ることを要しないとの判断はしていない。この事案は、判例の傾向からすれば、口頭弁論を経ないという処理も十分にあり得たはずである。にもかかわらず、最高裁は口頭弁論を開いたと思われるが、その理由については、④原判決を破棄して上告人（控訴人・第一審被告）の控訴を棄却するという結果になること、⑥上告人が本人によって訴訟を進行していたことの 2 点にあるのではないと思われる。すなわち、最高裁は、原判決破棄という結論が明白であるとしても、当事者の理解や納得ということを重視し、敢えて口頭弁論を開いたと解されるのであって、このような観点に照らしても、口頭弁論を経ない原判決破棄については、謙抑的な運用が望まれる。

五 本判例の意義

本判例自体は、従来の最高裁判例に新たな判断を付け加えるものではない。本件のような更新漏れが一定数発生する原因の一端が、高裁における非主任裁判官の合議への関与が積極的でないことにありとすれば、裁判長と主任裁判官による実質 2 人合議制を原則化するような運用は戒めるべきであろう。なお、本判決のような過誤事案は、従前、公刊物に掲載されることなく、毎年、最高裁調査官が判例時報に執筆する「最高裁民事破棄判決等の実情」に紹介されるのみであったが、2025 年 5 月 23 日に民事判決のデータベース化につき、「民事裁判情報の活用に関する法律」が成立したことの影響を受けてか、本判例は最高裁のホームページでも裁判所時報でも公開された。

●——注

- 1) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法 V [第 2 版]』（日本評論社、2022 年）163 頁。
- 2) 平成 14 年の 2 つの判例につき、杉原則彦「最高裁民事破棄判決等の実情 (1) —平成 14 年度—」判時 1814 号 (2003 年) 26 頁以下、34 頁。
- 3) 伊藤正晴ほか「実情 (上) —平成 25 年度—」判時 2224 号 (2014 年) 3 頁以下、6 頁以下。本事案は、原審において当事者が第一審における口頭弁論の結果を陳述した旨の調書の記載がないという過誤と、第一審の一部の口頭弁論につき公開された旨の調書の記載がないという過誤が競合している。
- 4) 松田敦子ほか「実情—平成 30 年度—」判時 2420 号 (2019 年) 5 頁以下、8 頁以下。
- 5) 令和 4 年の 2 つの判例につき、鷹野旭ほか「実情—令和 4 年度—」判時 2563 号 (2023 年) 88 頁以下、91 頁以下。
- 6) 奈良次郎「弁論更新の懈怠の効果についての一考察」司研論集 55 号 (1975 年) 20 頁以下、32 頁以下、38 頁。
- 7) 兼子一ほか『条解民事訴訟法 [第 2 版]』（弘文堂、2011 年）1394 頁 [竹下守夫＝上原敏夫]。
- 8) 斎藤秀夫ほか『注解民事訴訟法 [第 2 版] (4)』（第一法規、1991 年）420 頁 [小室直人・渡部吉隆・斎藤秀夫]。
- 9) 鈴木重勝「民事裁判所の構成変更と訴訟審理原則」早法 57 巻 2 号 (1982 年) 159 頁以下、260 頁。
- 10) 加波真一「上告審が原判決を破棄する場合の口頭弁論の要否」民商 136 号 (2007 年) 742 頁、坂原正夫「民事訴訟法 319 条について」法学研究 82 巻 12 号 (2009 年) 1 頁以下、42 頁以下。
- 11) 勅使川原和彦「判決の基本となる口頭弁論に関与していない裁判官が判決をした裁判官として署名押印していることを理由に上告裁判所が原判決を破棄する場合における口頭弁論の要否」リマークス 36 号 (2008 年) 130 頁以下、和田吉弘「上告審での口頭弁論を要しない原判決破棄」法セ 631 号 (2007 年) 121 頁、濱崎録「判例研究」法政研究 75 巻 1 号 (2008 年) 149 頁以下、156 頁以下、笠井正俊・速報判例解説 1 号 (2007 年) 155 頁以下、158 頁。
- 12) 勅使川原・前掲注 11) 132 頁以下。
- 13) 和田・前掲注 11) 121 頁。
- 14) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法 (下) [第二版補訂版]』（有斐閣、2013 年）741 頁、三木浩一監修・LEXIS 判例速報 17 (2007 年) 51 頁以下、52 頁、和田・前掲注 11) 121 頁、勅使川原・前掲注 11) 133 頁も同旨。

* 脱稿後に公開された宮端謙一ほか「実情—令和 6 年度—」判時 2629 号 (2025 年) 5 頁以下、6 頁以下によると、最一小判令 6・11・15 も、本判例と同旨の判断をし、口頭弁論終結時の裁判官と異なる裁判官が署名押印した原審判決を口頭弁論を経ずに破棄し、事件を原審に差し戻した。